

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル2021. 3に対応
2021 空調衛生設備 レベル2 保温材 アスベスト対応マニュアル 改正点一覧

株式会社ミヤデラ断熱
令和3年11月15日

項目	改正前	今回改正点
事前調査を行う者	以下アスベストに関する知識と経験を有する人 ・石綿作業主任者技術講習修了者のうち石綿等の作業の経験を有する者 ・日本アスベスト調査診断協会に登録されたアスベスト診断士	※令和5年10月1日から義務付け (令和3年現在施行猶予期間中) ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者 ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
事前調査保存期間	事前調査結果の簡略化された概要は、労働者ごとの記録項目として関係書類と一緒に40年間以上保存	左記保存期間に加え、事前調査報告・記録を、関係書類と一緒に3年間以上保存する。(令和4年4月より制度化)
事前調査結果の報告	調査者は調査結果を発注者に書面で説明。工事の際には、自治体並びに所轄監督署へ届出	以下工事については、令和4(2022)年4月1日からは都道府県自治体等(大防法)および労働基準監督署(石綿則)へ電子システムでの報告が義務付け ①解体部分の床面積が80㎡以上 ②請負金額が税込100万円以上
事前調査結果の掲示	工事の際には、事前調査結果を公衆の見やすい場所に掲示することを義務付け	掲示板の大きさが令和3年4月より制度化(A3サイズ42.0cm×29.7cm以上)
作業計画の作成	自治体・監督署により独自の手順や提出義務がある書類もあるので、確認が必要。	令和3年4月より作業計画の届出義務がレベル2建材まで拡大。作業計画の記載事項も制度化(レベル3に関しては、作業計画の作成義務はあるが、届出までは義務化されておらず)
作業実施内容の掲示	工事の際には、作業実施内容の掲示を義務付け	掲示板の大きさが令和3年4月より制度化(A3サイズ42.0cm×29.7cm以上)
作業記録保存期間	作業記録の簡略化された概要は、労働者ごとの記録項目として保存期間40年	左記保存期間に加え、解体等工事終了後3年間の保存が令和3年4月より義務化